

常滑市森林整備計画

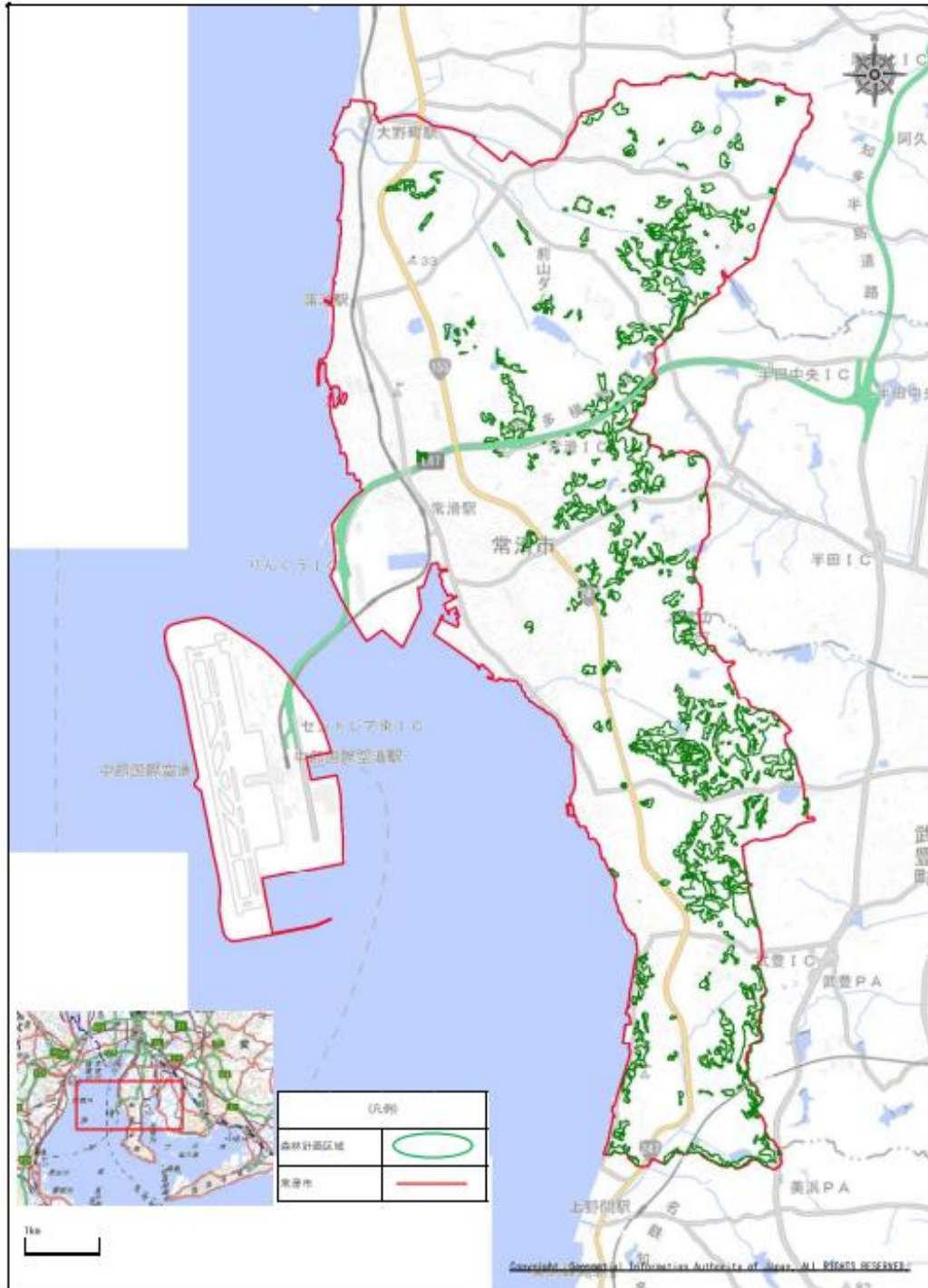
計画期間

自	令和 8 年 4 月 1 日
至	令和 1 8 年 3 月 3 1 日

愛知県

常滑市

常滑市位置図



1 / 45,000

注釈:

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項第

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する

る事項

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、名古屋市の南約30km、伊勢湾に面した知多半島の西岸から半島中央部丘陵を区域としている。年平均気温は約16.6度、年降水量は1,363mm、温暖適潤な気候である。総面積は5,590ha、うち地域森林計画対象森林面積は405ha、うち182haがコナラやカシ類を主体とした天然性の広葉樹（二次林）である。スギ、ヒノキ、マツ類の人工林面積は54haで、ごく小面積のものが各地に点在する形で分布している。人工林率は13%、県平均に比べ非常に低い。

このような森林の現状から、市内全域において木材生産を目的とした森林経営は行われておらず、森林の多くが放置された状態にある。しかし、一部の森林については、平成21年度から始まった「あいち森と緑づくり」の里山林整備事業を積極的に活用し、間伐や里山の保全に取り組むことで森林と住民の触れ合いの場としての活用が期待されている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、山地災害防止機能／土壤保全機能、保健・レクリエーション機能、文化機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

イ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮する。また、資源の循環利用と合わせ、花粉発生源対策を加速化するとともに、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次表のとおり定める。

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び保全の推進方策

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種ごとに、この地域において平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、下表のとおりとする。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
標準伐期齢	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）主伐の方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする旨を記載する。

皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採規模に応じて少なくとも20ha毎に保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採

方法に関する事項に留意する。

また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により実施する。

（2）主伐の時期

木材生産機能を重視する場合については、標準的な施業体系を次のとおりとする。その他の場合は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の維持・発揮に配慮し、伐期の長期化等を図ることとする。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の 目安（年）
	生産目標	期待径級（cm）	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作,梁,桁,板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとする。

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、下表のとおりとする。

区 分	樹 種 名
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	有用広葉樹や郷土樹種の中から気候、地形、土壌等の自然条件に適した樹種を選定

また、土壌条件等によっては、肥料木などの導入も配慮する。品種は、系統の明らかなもののうちから、既往実績等を勘案して選定する。また、地域の要望を考慮し、少花粉スギ等の花粉が少ない苗木の選定に努める。

なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として定める。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

標準的な植栽本数は、育成単層林とする場合は次のとおりとする。なお、育成複層林とする場合は、概ね複層林導入時の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じて得た本数とする。

樹 種	仕立て方法	本数 (本/ha)
ス ギ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
ヒ ノ キ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
マ ツ 類	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,000
広 葉 樹	密仕立て	4,500
	中仕立て	3,000

イ その他人工造林の方法

地拵えは、植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、伐倒木及び枝条等が林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。

植栽は、自然条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。

低コスト造林として、1,000～2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。

ニホンジカ等による食害等が確認された場合、又は生息密度が高く被害のおそれがある場合は、必要に応じて追加の獣害対策を講じるものとする。

なお、人工造林の標準的な方法は、人工造林を行う際の規範として定める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、皆伐により伐採した年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐（択伐率が4/10を超えないものに限る。）により伐採した場合においては5年以内に行うものとする。

また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林においても同様とする。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、人工造林を行う際の規範として定める。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする樹種は、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、更新木として主林木となることが期待される樹種とする。

なお、更新木とは、将来その林分において高木となる樹種で、針葉樹及びカシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等の広葉樹である。

なお、天然更新の対象樹種は、天然更新を行う際の規範として定める。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新における期待成立本数については、以下のとおり定める。

樹高	胸高直径	ヘクタール当たり本数
30cm以上 1.3m未満		10,000
1.3m以上	4cm未満	6,700
	4～5cm	6,000

	5 ～ 6 cm	5,200
	6 cm 以上	4,400

イ 天然更新完了基準

天然更新すべき立木の本数については、以下に示す天然更新完了基準によるものとする。

天然更新完了基準	<p>(1)後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。</p> <p>(2)更新が完了した状態は、アで示す期待成立本数に3/10を乗じた本数が確保されているものとする。</p> <p>(3)上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。</p>
----------	---

ウ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新による場合は、必要に応じて地表処理、刈出し、植込等の天然更新補助作業を行うこととする。

- a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし・枝条整理等を行う。
- b 刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- c 植込は、天然下種更新の不十分な箇所に行う。

ぼう芽更新による場合は、目的樹種のぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、苗木の植込を行うこととする。

エ 天然更新の完了を確認する方法

天然更新の完了を確認する方法は、下記のとおりとする。

- a 伐採後概ね5年を経過した時点で更新調査を実施し、(2)のイに定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。
- b 更新調査の方法は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定する。1調査区の大きさは、2m×10mの帯状とし、その中に2m×2mの5プロットを設定する。ただし、対象地の更新樹種の発生状況がほぼ均一と判断される場合には調査区を適宜減ずることができる。

なお、天然更新の標準的な方法は、天然更新を行う際の規範として定める。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新は、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、(2)のイに定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。この期間に天然更新が完了していない場合、その後2年以内に、植栽により更新を完了するものとする。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、天然更新を行う際の規範として定める。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などによる被害の発生状況、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待できない森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

(3) その他必要な事項

松くい虫被害森林については、早期に人工造林による復旧を図るものとするが、天然更新の活用も図る。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/haを乗じた本数以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 育成単層林

林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行う。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図る。

ア 間伐の基準

樹種、地位及び生産目標等により異なるが、現在の立木密度、林齢及び成長の度合等を考慮し、伐採後おおむね5年で樹冠疎密度が10分の8以上に回復するように定めるものとする。

標準的には概ね下表のとおりとする。

樹種	間伐率 (材積)	実施時期	繰り返し 期間	伐採までの 実施回数	最終間伐の 期間
スギ	12～35%	標準伐期齢未満	5～15年	2～4回	主伐予定の 10年以前
		標準伐期齢以上	10～20年	適宜	
ヒノキ	10～35%	標準伐期齢未満	5～15年	2～5回	
		標準伐期齢以上	10～20年	適宜	

注) 間伐の開始時期は概ね4齢級とする。

イ 間伐を早急に実施する必要がある森林

間伐が遅れているために、成長が著しく阻害されている森林、並びに病虫害の発生、気象災害等の被害が現に発生しているか、又は発生するおそれのある森林とする。

(2) 育成複層林

各層の生育状況等に応じて適期に間伐を行う。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として定める。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 育成単層林

標準的には概ね下表のとおりとする。

区分	主な樹種	実施時期	実施回数	摘要
下刈	スギ・ヒノキ	6～7月 (～9月)	5～7回※	雑草木の繁茂が著しい場合は、2回刈を行う。
	マツ類		4～5回	
つる切	スギ・ヒノキ	6～7月	2～4回	つる類が繁茂する場合、下刈終了後、除伐までの期間に行う。
	マツ類		1～2回	
除伐	スギ・ヒノキ マツ類	6～8月	1～2回	下刈終了後、間伐までの期間に行う。繰り返しは3～5年とする。
枝打	スギ・ヒノキ	11～3月	2～4回	繰り返しは、3～5年とする。

※地形、傾斜、自然条件等により下刈り回数を5回未満にすることも可能。

(2) 育成複層林

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、生育状況等に応じて、上層木の伐採及び枝打ちを行う。

(3) 天然生林

主として、天然力を活用して成林を期待する。

なお、保育の標準的な方法は、森林の保育を行う際の規範として定める。

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域は、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考に、「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」(Iの2の(2))に示す森林の有する機能のうち、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林において設定するものとし、森林の整備及び保全の目標として定められた森林の機能と望ましい姿を踏まえつつ、以下の森林の区域を別表1に定めるものとする。

公益的機能別施業森林の区域	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ただし、生物多様性保全機能については、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障のないよう、施業方法を定めるものとする。

公益的機能別施業森林の区域内における施業の方法は、「森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本的方針」（Ⅰの2の（2））及び次表「公益的機能別施業森林における施業方法」に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとし、それ以外の公益的機能別施業森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能が発揮できる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図るべき森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進するものとする。

公益機能別施業森林における施業方法

<p>① 山地災害防止機能 ／土壌保全機能</p>	<p>次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進する。</p> <p>(ア)地形</p> <p>a 傾斜が急な箇所</p> <p>b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所</p> <p>c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所</p> <p>(イ)地質</p> <p>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所</p> <p>b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所</p> <p>c 破砕帯又は断層線上にある箇所</p> <p>d 流れ盤となっている箇所</p> <p>(ウ)土壌等</p> <p>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所</p> <p>b 土層内に異常な滞水層がある箇所</p> <p>c 石礫地から成っている箇所</p> <p>d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所</p>
<p>② 保健・レクリエーション 機能／文化機能／生物 多様性保全機能</p>	<p>次のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（(エ)については、択伐による複層林施業に限る。）</p> <p>(ア)湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>(イ)紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。</p> <p>(ウ)ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>(エ)希少な生物の保護のため必要な森林</p>

注：②③は、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能及び風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進する。

(1) 水源涵（かん）養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

イ 施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	広葉樹
	50年	55年	50年	50年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の②から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

④保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの②から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限を下表のとおり定める。

区域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	広葉樹
	80年	90年	80年	80年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 施業の方法

該当なし

別表 1

区域	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班～7 林班、9 林班～20 林班、2 2 林班、24 林班、26 林班、29 林班～33 林班	374.3
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 林班～8 林班	112.17
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	1 林班～7 林班、9 林班～20 林班、2 2 林班、24 林班、26 林班、29 林班	374.3

		～ 3 3 林班	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

特になし

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

該当なし

5 その他必要な事項第

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業経営体の体質強化

森林組合等林業経営体を育成するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化、多角化、事業の協同化、ICTを活用した生産管理手法の導入などを通じて、経営基盤の強化を長期的展望のもとに推進することにより、経営感覚に優れた林業経営体の育成を図る。

(2) 林業従事者の養成・確保

新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。

また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保、女性等の活躍・定着に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、生産コストの削減、林業労働環境の改善を図るため、公益財団法人愛知県林業振興基金と連携して、高性能林業機械の導入など機械化を進める。

機械の利用にあたり、環境負荷低減に配慮しつつ、傾斜や搬出距離等の現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の育成を行い、高性能林業機械による生産効率の向上に努める。

また、本格的な利用期を迎えた森林資源を持続的に活用していくための循環型林業に対応するため、主伐と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林所有者、森林組合等林業経営体、木材流通業者、木材加工業者、工務店等需要者の相互の情報交換や連携の強化などにより、素材生産の促進や流通・加工の合理化の体制整備を推進する。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

また、乾燥材や JAS 材など品質・性能が明確で需要者のニーズに即した木材製品や付加価値の高い製品の供給を促進するため、施設の整備や技術の開発等を推進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の被害については、森林病虫害等防除法に基づき、特別防除、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除（破砕又は焼却）等の対策により、拡大防止及び防除に努める。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害木の伐倒くん蒸、焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

1 (1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等林業経営体及び森林所有者等が協力し、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防のため、森林保全推進員等による森林の巡視を充実する。森林の利活用の多様化に伴い、人の入り込みの増加等により森林火災の発生が懸念されるので、防火思想の啓発、防火施設の整備等防火対策に十分配慮する。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの実施は、常滑市火入れに関する条例及び常滑市火入れに関する条例施行規則に則り行うこととする。

実施するに当たり、その目的が森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

また、火入れの周囲の現況、防火設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼の恐れがないと認められること。

さらに、風速、湿度等で延焼の恐れがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から

行わなければならない。ただし、火入れ地が傾斜地である時は、上方から下方に向かって行い、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

立木の伐採・更新に際しては、林地の保全・気象災害の予防等のため、地形・過去の災害等の状況を勘案して、必要に応じて保残木施業の実施や保護樹林帯等を設置するものとする。

また、風害や雪害の発生の恐れのある地域については、過度の間伐等を行わないよう配慮するものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものと

する。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項ロに基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
北部森林法施行規則第33条第1項ロに基づく区域	18林班、20～34林班	163.12
南部森林法施行規則第33条第1項ロに基づく区域	1～17林班、19林班	242.18

付属資料：常滑市森林整備計画概要図のとおり

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

「あいち森と緑づくり事業」を活用し、里山林の環境整備を進めるとともに地域住民と森林ボランティア団体等が連携し、間伐等の整備を積極的に行うことにより里山への関心を取り戻し、森林再生・保全活動の活性化を図る。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 盛土等に伴う災害の防止

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。

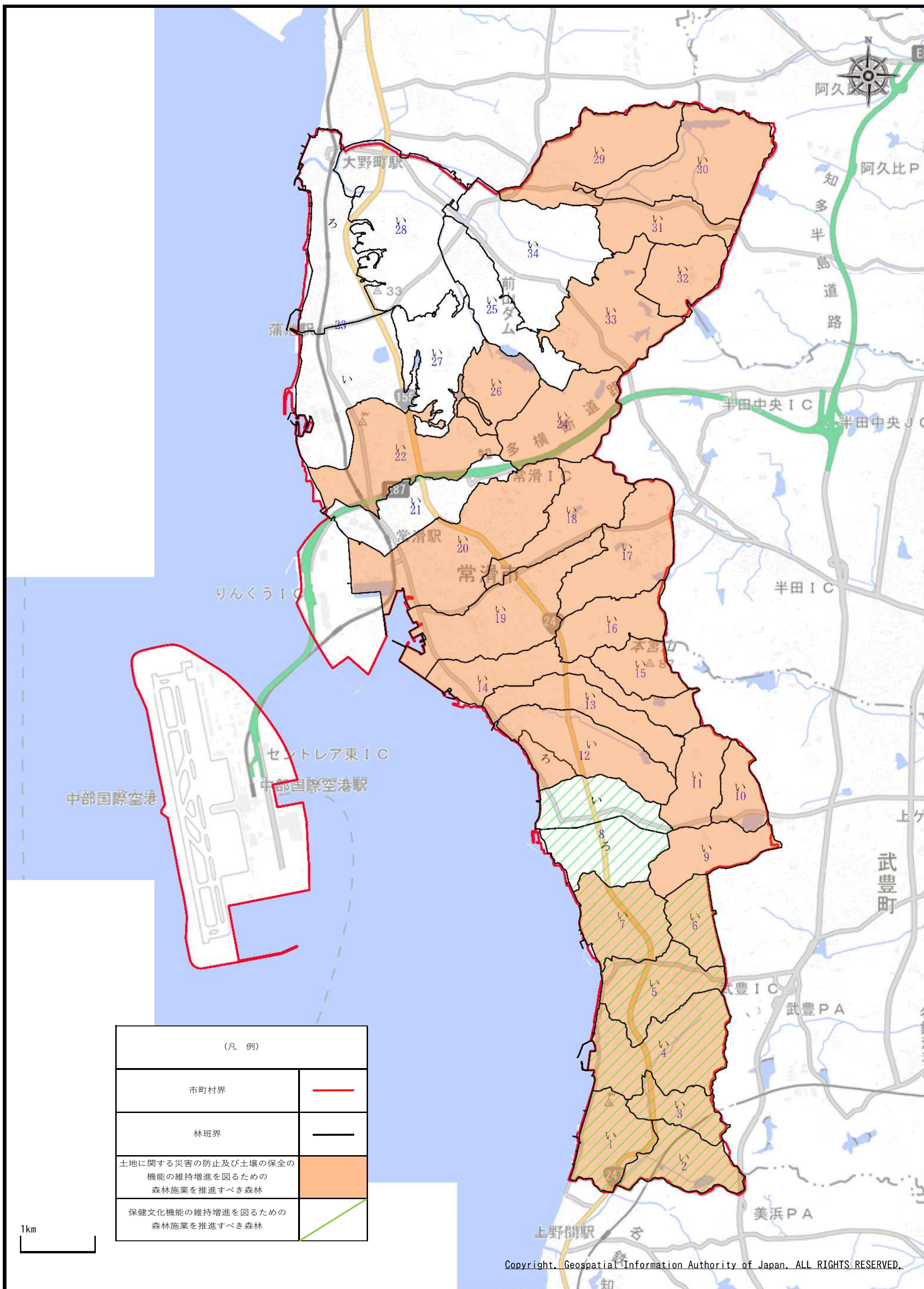
(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

また、環境の保全については、今後とも地域と一体となって推進していく。

付属資料：常滑市森林整備計画概要図

常滑市森林整備計画概要図



(凡 例)	
市町村界	—
林班界	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	■
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	▨

Copyright, Geospatial Information Authority of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.